

平成30年1月29日(月)

第17回京都府がん対策推進協議会資料

参考資料(平成29年度新規事業)

ヘリコバクター・ピロリの除菌治療費の助成について

この事業は、健診等でピロリ菌検査を受け、その結果が陽性であった方に除菌治療費の一部を助成することで、ピロリ菌の除菌治療を促進し、胃がんを予防しようとするものです。

1 助成対象者

京都府民であって、健診や人間ドック、市町村検診等でピロリ菌感染が判明し、除菌治療を受けた者。(胃炎等の症状で医療機関を受診し、検査を受けた場合は対象となりません)

※平成 29 年 4 月以降の治療が対象です。

2 助成対象費用

保険適用の一次除菌に要した費用 (一次除菌治療及び除菌後判定検査)

1 件当たり 上限 2,000 円 (自己負担額が 2,000 円に満たないときは、その額)

※必要書類の再発行に係る費用等については対象となりません。

3 申請書類

◎申請書

① ピロリ菌感染 (疑いを含む) が判明した検査の結果

例) 「健康診断の検査結果」、「人間ドックの結果」の写し

② 除菌治療の領収書・診療明細書・調剤明細書の写し

③ 住所が確認できる書類

例) 「健康保険証」「運転免許証」「住民票」の写し (マイナンバーの記載のないもの)

4 問い合わせ先

京都府健康対策課がん対策担当 (電話: 075-414-4766)

(詳細)

1 申請書類提出方法

申請書に添付書類を添え、京都府健康対策課に直接郵送または持参

<郵送の場合>

宛先: 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康対策課

※ 封筒の表に「ピロリ菌除菌申請書在中」と朱書きしてください。

<持参の場合>

受付窓口: 京都府健康福祉部健康対策課 がん対策担当 (府庁 2 号館 3 階)

受付時間: 平日 (月曜日から金曜日、祝祭日、年末年始を除く。)

午前 9 時~12 時、午後 1 時~5 時

2 その他

- ・申請内容を審査した後、「交付決定通知書」または「不承認通知書」を申請者あて郵送します。
- ・他法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている方は、本助成を受けられません。

京都府からのお知らせ

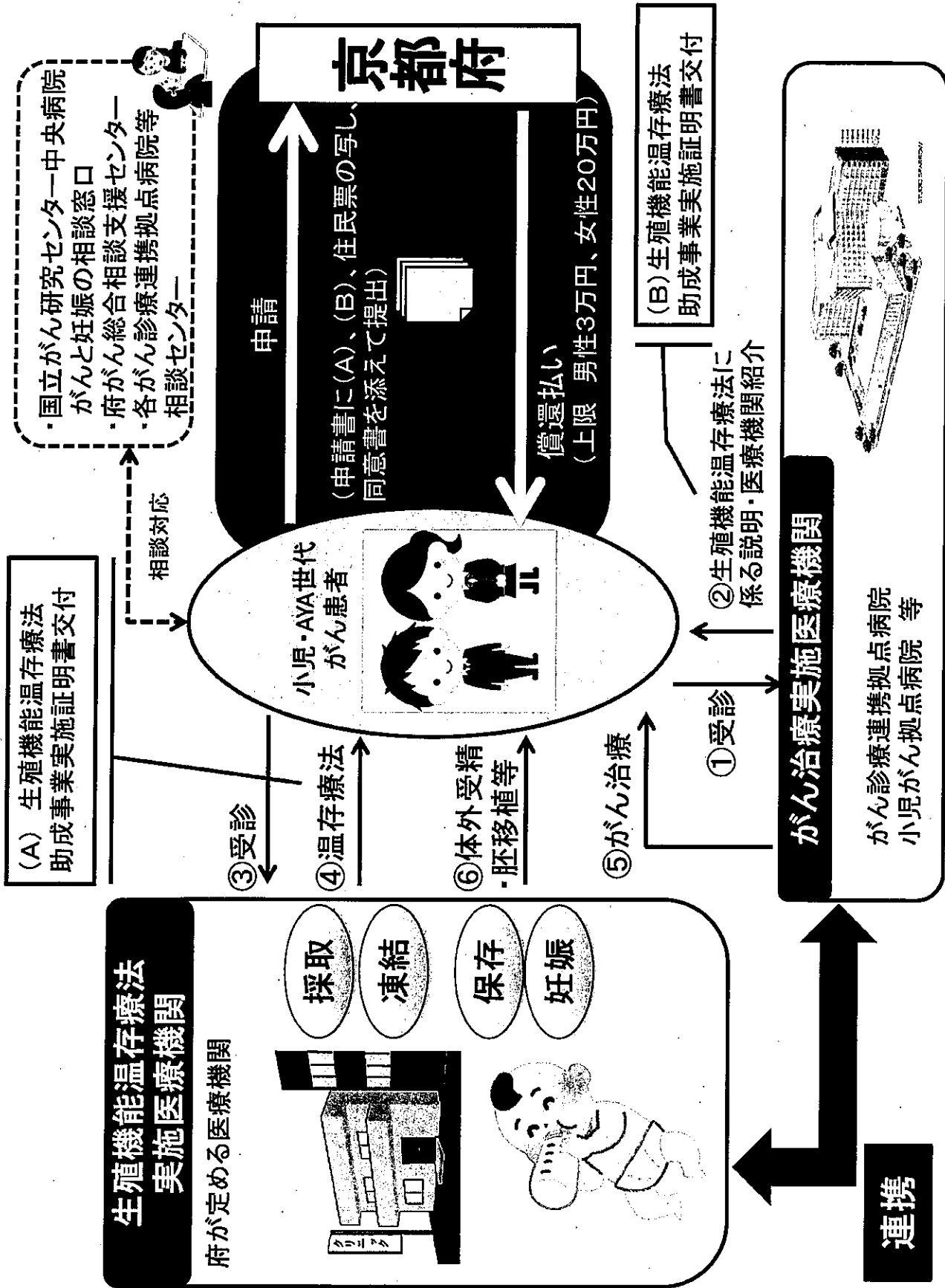
京都府がん患者生殖機能温存療法助成事業の開始について

将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代（思春期・若年）がん患者が、がん治療開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望を持ってがん治療に取り組むことが出来るよう、平成29年度から、下記の京都府がん患者生殖機能温存療法助成事業を実施することとなりましたのでお知らせします。

対象者	<p>以下の(1)～(4)を全て満たす者</p> <p>(1) がんと診断された日から生殖機能温存療法実施日までの間において京都府内に住所を有する者</p> <p>(2) ガイドライン（※）に基づき、がん治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された者</p> <p>(3) 生殖機能温存療法実施日における年齢が40歳未満の者</p> <p>(4) 京都府が要綱の別表に定める医療機関において生殖機能温存療法を受けた者</p> <p>（別表）</p> <table border="1" data-bbox="475 1028 1442 1344"> <tr> <td data-bbox="475 1028 660 1294">未受精卵子 胚（受精卵） 卵巣組織</td> <td data-bbox="660 1028 1442 1294">日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改定）」に準じて生殖機能温存療法を行う医療機関 ※京都府内では平成29年12月現在、3施設が学会の登録を受けています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1294 660 1344">精子</td> <td data-bbox="660 1294 1442 1344">がん治療主治医から紹介を受けた医療機関</td> </tr> </table>	未受精卵子 胚（受精卵） 卵巣組織	日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改定）」に準じて生殖機能温存療法を行う医療機関 ※京都府内では平成29年12月現在、3施設が学会の登録を受けています。	精子	がん治療主治医から紹介を受けた医療機関
未受精卵子 胚（受精卵） 卵巣組織	日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改定）」に準じて生殖機能温存療法を行う医療機関 ※京都府内では平成29年12月現在、3施設が学会の登録を受けています。				
精子	がん治療主治医から紹介を受けた医療機関				
対象となる生殖機能温存療法	<ul style="list-style-type: none"> ・生殖機能が低下する又は失う恐れのあるがん治療開始前に、ガイドライン（※）に基づき行われる精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに胚（受精卵）の凍結 ・平成29年4月1日以後に開始した生殖機能温存療法に対して助成。 				
助成の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が、医療機関において生殖機能温存療法のために要した費用の一部を助成する（償還払）。 ・生殖機能温存療法に要した保険適用外の費用に対して、男性は3万円、女性は20万円を上限とし、1人1回のみの助成とする。 ・助成の対象となるのは、生殖機能温存療法に要する費用とし、入院費、入院時の食費等の直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。 				
申請・問合せ窓口	<p>京都府健康福祉部健康対策課 がん対策担当</p> <p>電話：075-414-4766 FAX：075-431-3970</p> <p>E-mail：kentai@pref.kyoto.lg.jp</p>				

（※）「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン 2017年版」（一般社団法人 日本癌治療学会 編）

京都府がん患者生殖機能温存療法 手続きフロー



府、費用助成を開始

がん治療 生殖機能喪失恐れ の男女

京都府は、がん治療で生殖機能が喪失または低下する恐れがある40歳未満の府民を対象に卵子や精子、受精卵などを凍結保存する費用の助成を始めた。今年4月1日以降はさかのぼって女性に最大20万円、男性に同3万円を助成する。

がん治療に用いる抗がん剤や放射線照射は患者の生殖機能を喪失、低下させる恐れがある。生殖機能の温存は医療保険の適用外で高額なため、将来的に子どもを望む男女を支援する。

対象は、がんと診断されてから生殖機能の温存療法を行うまでの間、府内に在住し、がん治療の結果、生殖機能が喪失、低下する恐れがあると医師から診断を受けた人。入院費や凍結保存の維持に関する費用は対象外

ピロリ菌 治療補助も

とする。

胃がんの原因とされるピロリ菌の感染者で、除菌治療を受けた人に治療費の一部として最大2千円を補助する制度も設けた。今年4月1日以降に治療した人が対象。胃がんの8割はピロリ菌感染が原因とされ、菌の除去で胃がんリスクが3〜4割減るとされる。

問い合わせは府健康対策課075(414)4766。

(小野俊介)